



平成27年2月4日

甲州市長 田辺 篤 様

甲州市景観審議会  
会長 大山 勲



答 申 書

このことについて、平成27年1月8日付け、甲州都第1—3号により諮問について当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり意見を添えて答申します。

記

甲州市景観計画の見直し及び、甲州市景観条例の一部改正については、別紙のとおり意見を浴え、原案のとおり異議はありません。



## 甲州市景観計画の変更及び甲州市景観条例の一部改正についての答申内容

### ・太陽光発電設備の届出を要する行為とすることについて

自然再生可能エネルギー活用推進として、太陽エネルギーの活用が活発となっているが、全国的に周辺景観の阻害が問題となってきている。

甲州市においても、自然再生エネルギーの有効活用の推進は不可欠だと考えるが、当市特有の歴史文化遺産と果樹園が織りなす景観を保全、育成するためには、一定規模以上の太陽光発電設備の設置に関しては、抑止と誘導が必要であると判断する。

その方法の一つとして、景観計画及び景観条例により、届出対象行為と位置づけ、景観に配慮した設置について指導していくことが有効な手段であるため、景観計画の見直し及び景観条例の一部改正を早急に行なう必要があると判断する。

また、届出を要する行為の規模としては、売電事業を目的とした施設については、特に必要とするため、現在作成中の市の設置指導要綱にあわせ、ソーラーパネルの合計面積が300平米を超えるものを対象とすることが、現状では妥当であると判断する。

なお、農地及び山林へのソーラーパネルの設置は、景観阻害要因となることはもちろんだが、環境破壊や自然災害の危険性など、広い観点からの抑止も検討すべきであると共に、設置箇所等においては、小規模なものも、歴史的、文化的な資産の景観阻害要素となるおそれもあるため、今後、景観形成重点地区の指定及び重要眺望地点の設定を実施していくと共に、広く景観形成に関する理解と意識の向上を促す施策を実施することが必要であることを意見として沿えることとする。

### ・伝統的建造物群保存地区内の行為の届出を要する行為からの除外について

伝統的建造物群保存地区（伝建地区）内の行為については、教育委員会の許可が必要であり、景観計画及び景観条例による制限より厳しい制限となる場所である。景観計画との整合性について、十分な連携を図ることにより、教育委員会の許可をもって伝建地区内の景観の保全・育成は十分に図られるので、伝建地区内の行為を景観条例の届出対象行為から除外しても問題はなく、住民及び権利者の負担軽減のためにも除外すべきと判断する。

なお、伝建地区の周辺については、伝建地区の景観に調和した景観の保全が必要となるため、景観形成重点地区の指定の検討を行うことを意見として沿えることとする。